

運 営 規 定

株式会社 FP ケアサービス
訪問介護 秋桜
茨城県日立市東大沼町3-28-3

(事業の目的)

第1条 株式会社 FP ケアサービスが開設する訪問介護 秋桜(以下<事業所>という)が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業(以下<事業>という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護研修の修了者(以下<訪問介護員等>という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 訪問介護 秋桜
- ② 所在地 茨城県日立市日立市東大沼町3-28-3

(職員の職種、員和及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

② サービス提供責任者 4名(介護福祉士4名)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

・訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画書の作成・変更等を行い、利用者の

申し込みに係わる調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

- ③ 訪問介護員 13名(介護福祉士 5名 2級課程修了者 5名
介護職員初任者研修修了者 2名 介護職員実務者研修修了者 1名)
訪問介護員は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日 ただし、8月13日~15日・12月30日~
1月3日を除く
- ② 営業時間 午前9時~午後6時までとする
- ③ サービス提供日 日曜日から月曜日
- ④ サービス提供時間 午前8時~午後6時までとする。ただし、利用者の希望
に応じて時間外のサービスを行うことがある。

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスあるときは、その1割の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 介護予防訪問介護 (Ⅰ)1週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護 (Ⅱ)1週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護 (Ⅲ)1週に2回を超えた場合

3 第7条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所の実施地域を超える地点から、1kmあたり10円

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、日立市、常陸太田市、那珂郡東海村とする。

(緊急時における対処方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護及び介護予防訪問介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問介護及び指定予防介護訪問介護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 利用者、又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 取得した利用者、又はその家族の個人情報については、事業所による介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者、又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生、又はその再発を防止するため次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に、当該事業所の職員、又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第12条 サービスの提供にあたっては、当該利用者、又はほかの利用者の生命、又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束、その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)を行わないものとする。

2 やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。

第13条 事業所は、訪問介護サービスを提供するにあたり、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、PDCAサイクルを構築、推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

(ハラスメント等)

第14条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するため、次のことを設けるものとする。

(1) 事業者の方針を明確に示したうえで、ハラスメントを行ってはならない旨を従業者に周知・啓発していく。

(2) 事業者は、ハラスメント相談担当者をあらかじめ定め、従業者へ周知する。

2. 事業者は、利用者等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対応マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」を参考に、その対応にあたることとする。

。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。

(1) 感染症に係る業務継続計画では、①平時からの備え(感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保など)、②初動対応、③感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有など)、を設定する。

(2) 災害に係る業務継続計画では、①平常時の対応(建物の安全対策や必要品の備蓄など)、②緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制など)、③他施設及び地域との連携、を設定する。

2. 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習などを、定期的実施するものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第17条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 月1回以上の社内研修会を開き、訪問介護員の資質及び技術の向上を図る。
- ② 年1回以上の外部研修に参加し、訪問介護員のスキルアップを図る。
- 4 この規定を定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 FP ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和3年5月1日から施行する。

この規定は令和8年3月1日から施行する。(虐待防止のための措置に関する事項追加)